な措置を講じることとする。

- (5) 看護職員が行う居宅療養管理指導について
  - ① 看護職員による居宅療養管理指導については、要介護認定等の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「4生活機能とサービスに関する意見(5)医学的管理の必要性」の「看護職員の訪問による相談・支援」の項にチェックのある者又は看護職員の訪問による相談支援の必要がある旨の記載がある者のうち、サービス担当者会議において必要性が認められ、本人又はその家族等の同意が得られた者に対して、看護職員が訪問を行った上で、必要に応じて電話相談を行った場合について算定する。
  - ② 新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から二月以内に行われた場合に算定するものとする。
  - ③ 看護職員は実施した療養上の相談及び支援に係る記録を作成し、保存するとともに、相談等の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の要点、解決すべき課題等に関する要点を明記し、医師、介護支援専門員等に対して情報提供を行うこととする。
- (6) 居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収して もよいものとする。

#### 7 通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通 所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的 な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス 進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常 の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供 されているとは認められないものであること。したがって、この 場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が 算定されるものであること(このような家族等の出迎え等までの 間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴 収して差し支えない。)。また、ここでいう通所介護を行うのに要 する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。 な措置を講じることとする。

- (6) 看護職員が行う居宅療養管理指導について
  - ① 看護職員による居宅療養管理指導については、要介護認定等の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「4生活機能とサービスに関する意見(5)医学的管理の必要性」の「看護職員の訪問による相談・支援」の項にチェックのある者又は看護職員の訪問による相談支援の必要がある旨の記載がある者のうち、サービス担当者会議において必要性が認められ、本人又はその家族等の同意が得られた者に対して、看護職員が訪問を行った上で、必要に応じて電話相談を行い、併せてケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行った場合について算定する。
  - ② 新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から<u>六月</u>以内に行われた場合に算定するものとする。
  - ③ 看護職員は実施した療養上の相談及び支援に係る記録を作成し、保存するとともに、相談等の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の要点、解決すべき課題等に関する要点を明記し、医師、介護支援専門員等に対して情報提供を行うこととする。
- (7) 居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収して もよいものとする。

### 7 通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通 所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的 な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス 進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常 の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供 されているとは認められないものであること。したがって、この 場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が 算定されるものであること(このような家族等の出迎え等までの 間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴 収して差し支えない。)。また、ここでいう通所介護を行うのに要 する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。 これに対して、通所介護計画上、六時間以上八時間未満の通所 介護を行っていたが、当日の利用者の心身の状況から、五時間の 通所介護を行った場合には、六時間以上八時間未満の通所介護の 単位数を算定できる。

なお、同一の日の異なる時間帯に<u>二以上</u>の単位(指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

- (2) 二時間以上三時間未満の通所介護を行う場合の取扱い
  - 二時間以上三時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(二十三号告示第十号)であること。なお、二時間以上三時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。
- (3) <u>六時間以上八時間</u>未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間<u>六時間以上八時間</u>未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、<u>二時間</u>を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 八時間の通所介護の後に連続して<u>二時間</u>の延長サービスを行った場合
- ② 八時間の通所介護の前に連続して一時間、後に連続して一時間、合計二時間の延長サービスを行った場合には、二時間分の延長サービスとして百単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が八時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

③ <u>七時間</u>の通所介護の後に連続して<u>二時間</u>の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は九時間で

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に<u>複数</u>の単位(指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

- (2) 二時間以上三時間未満の通所介護を行う場合の取扱い
  - 二時間以上三時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(九十五号告示第十三号)であること。なお、二時間以上三時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。
- (3) 七時間以上九時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間<u>七時間</u>以上<u>九時間</u>未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、<u>三時間</u>を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① <u>九時間</u>の通所介護の後に連続して<u>三時間</u>の延長サービスを行った場合
- ② 九時間の通所介護の前に連続して一時間、後に連続して<u>二時間</u>、合計三時間の延長サービスを行った場合には、<u>三時間分の延長サービスとして百五十</u>単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が九時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

③ 八時間の通所介護の後に連続して三時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は十一時間

あり、一時間分(=九時間-八時間)の延長サービスとして $\underline{\Lambda}$ 十単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。

- (4) 事業所規模による区分の取扱い
  - ① 事業所規模による区分については、施設基準<u>第四号</u>イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
  - ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者(二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が四時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が四時間以上六時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

であり、二時間分(=十一時間-九時間)の延長サービスとして百単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。

- (4) 事業所規模による区分の取扱い
  - ① 事業所規模による区分については、施設基準<u>第九号</u>イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
  - ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、三時間以上五時間未満の報酬を算定している利用者(二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、五時間以上七時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が五時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が五時間以上七時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、一月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月

- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業者(新たに事業を開始し、 又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね二十五 %以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当 該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県 知事に届け出た当該事業所の利用定員の九十%に予定される一 月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、四月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(三月を除く。)の一月当たりの平均利用延人員数とする。

### (5) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、 当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行

- の平均利用延人員数に七分の六を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業者(新たに事業を開始し、 又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね二十五 %以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当 該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県 知事に届け出た当該事業所の利用定員の九十%に予定される一 月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、四月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(三月を除く。)の一月当たりの平均利用延人員数とする。

なお、平成二十四年三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、平成二十四年四月以降も引き続き事業を実施するものの平成二十四年度の通所介護費の算定の基礎となる、「前年度の平均利用延人員数」の計算に当たっては、②の計算方法によらず、次の方法により計算すること。

三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者(二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者数の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が四時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が四時間以上六時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

### (5) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、 当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行 うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月 まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた 月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この 場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者につ いては、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に 含まないこととする。

- (6) 注 5 の取扱い 訪問介護と同様であるので、2 (14)を参照されたい。
- (7) 個別機能訓練加算の取扱い
  - ① 個別機能訓練加算は、<u>理学療法士等</u>が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。) について算定する。
  - ② 個別機能訓練加算(I)に係る機能訓練は、一日百二十分以上、 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上 配置して行うものであること。この場合において、例えば、一 週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、 その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。 ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじ め定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必 要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る 機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、 通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含 めない。
  - ③ 個別機能訓練加算 (Ⅱ) に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば一週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(Ⅱ)の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)ただし、個別機能訓練加算(Ⅱ)の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居

うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月 まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた 月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この 場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者につ いては、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に 含まないこととする。

- (6) 注 5 の取扱い 訪問介護と同様であるので、2 (16)を参照されたい。
- (7) 個別機能訓練加算について
  - ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下7に おいて「理学療法士等」という。) が個別機能訓練計画に基づ き、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。) について算定する。

② 個別機能訓練加算(I)に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置している指定通所介護の単位(指定居宅サービス基準第九十三条第三項に規定する指定通所介護の単位をいう。)の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば一週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(II)の要件に該当している場合は、その算定

宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

④ 個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。

⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。

- 対象となる。)ただし、個別機能訓練加算(<u>I</u>)の対象となる 理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者 や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通 所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職 務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所に おける看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練加算(<u>I</u>)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。
- ④ 個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- ⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのも のの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能 を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅におい

<u>⑥</u> 個別機能訓練を行う場合は、開始時及び<u>その三月後</u>に一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。

⑦ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の 従事者により閲覧が可能であるようにすること。 <u>て可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施する</u> ものである。

具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴が出来るようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。

- ⑦ ⑥の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。
- ⑧ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週一回以上実施することを目安とする。

- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその後三月ごとに一回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)を説明し、記録する。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑩ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の 従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ① 個別機能訓練加算(I) を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算(II) に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算(II) を算定できるが、この場合にあっては、個別機能訓練加算(II) に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算(II) に係る機能訓練指導員とし

#### (8) 入浴介助加算の取扱い

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(二十三号告示第十一号)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

### (9) 若年性認知症利用者受入加算の取扱い

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

# (10) 栄養改善加算の取扱い

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 管理栄養士を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。

イ BMIが十八・五未満である者

- ロ 一~六月間で三%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成十八年六月九日老発第○六○九○○一号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が三・五g/dl以下である者
- ニ 食事摂取量が不良(七十五%以下)である者

で従事することはできず、別に個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

# (8) 入浴介助加算について

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである九十五号告示第十四号)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

(9) 若年性認知症利用者受入加算について

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

# (10) 栄養改善加算について

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 管理栄養士を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。

イ BMIが十八・五未満である者

- ロ 一~六月間で三%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成十八年六月九日老発第○六○九○○一号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が三・五g/dl以下である者
- ニ 食事摂取量が不良(七十五%以下)である者

ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記イから ホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- 生活機能の低下の問題
- ・ 褥瘡に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- ・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- ・ うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21) から(25)の項目において、二項目以上「1」に該当する者などを含む。)
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
  - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
  - ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの 摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関す る解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。) を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事 に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に 対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成する こと。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービス の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得る こと。なお、通所介護においては、栄養ケア計画に相当する 内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもっ て栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。

ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記イから ホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- ・ 生活機能の低下の問題
- ・ 褥瘡に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- ・ 認知症の問題 (基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- ・ うつの問題 (基本チェックリストのうつに関連する (21) から(25)の項目において、二項目以上「1」に該当する者 などを含む。)
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
  - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
  - ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの 摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関す る解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。) を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事 に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に 対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成する こと。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービス の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得る こと。なお、通所介護においては、栄養ケア計画に相当する 内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもっ て栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。

- ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養 改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施 上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- 二 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条 に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養 ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記 録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のため に利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとす ること。
- ⑤ 概ね三月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに 該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を 行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるも のについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

#### (11) 口腔機能向上加算の取扱い

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。
  - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目の いずれかの項目において「1」以外に該当する者
  - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者
  - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診して

- ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養 改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施 上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- 二 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条 に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養 ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記 録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のため に利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとす ること。
- ⑤ 概ね三月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに 該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を 行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるも のについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

# (11) 口腔機能向上加算について

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。
  - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目の いずれかの項目において「1」以外に該当する者
  - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者
  - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診して

いる場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。

- イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療 法を算定している場合
- ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
  - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
  - ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
  - ハ ロ腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
  - 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
  - ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条 に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔 機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看 護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該

- いる場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
- イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療 法を算定している場合
- ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
  - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
  - 口 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画にでは、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
  - ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士<u>又は</u>看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを 提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上 の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
  - 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果<u>について、</u>当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
  - ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条 に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔 機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看 護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該

記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。

- ⑥ 概ね三月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
  - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能 の低下が認められる状態の者
  - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が<u>著しく</u> 低下するおそれのある者

記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。

- ⑥ 概ね三月ごとの評価の結果、次のイ又は口のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士<u>又は</u>看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上<u>又は維持</u>の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
  - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能 の低下が認められる状態の者
  - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下す るおそれのある者
- (12) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合について
  - ① 同一建物の定義

注12における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と 構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的 には、当該建物の一階部分に指定通所介護事業所がある場合や、 当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地 内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しな い。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、 運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

- ② 注12の減算の対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から指定通所介護を利用する者に限られることに留意すること。したがって、例えば、自宅(同一建物に居住する者を除く。)から通所介護事業所へ通い、同一建物に宿泊した者が通所介護事業所へ通い、自宅(同一建物に居住する者を除く)に帰る場合、この日は減算の対象となる。
- ③ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所

が困難である者に対し、二人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

- (13) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について
  - ① 当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
  - ② この場合の利用者の数は、一月間(暦月)の利用者の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
  - ③ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
  - ④ 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
  - ⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用

# (12) 人員基準を満たさない状況で提供された通所介護

指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数の看護職員及び 介護職員が配置されていない状況で行われた通所介護については、 所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定するものとす る(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の 員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告 示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第一 号ハ)。ただし、都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が 継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を 指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対 しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する ものとする。 については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

- (14) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
  - ① 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
  - ② 人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。
    - イ 看護職員の数は、一月間の職員の数の平均を用いる。この 場合、一月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配 置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た 数とする。
    - 口 介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する 勤務延時間数(サービス提供時間数に関する具体的な取扱い は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関 する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二十五号) 第三の六の1(1)を参照すること。)。この場合、一月間の勤務 延時間数は、配置された職員の一月の勤務延時間数を、当該 月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とす る。
    - <u>ハ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。</u>
      - ・(看護職員の算定式)

サービス提供日に配置された延べ人数 サービス提供日数

< 0.9

#### (13) 療養通所介護費について

① 利用者について

療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該 サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とす る難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

② サービス提供時間について

療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでをも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。

③ サービス提供について

療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適

・(介護職員の算定式)

当該月に配置された職員の勤務延時間数 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 < 0.9

- 二 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
  - ・(看護職員の算定式)

 $0.9 \le \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$ 

・(介護職員の算定式)

<u>0.9 ≦ 当該月に配置された職員の勤務延時間数</u> 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 < 1.0

- ③ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、 職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導するこ と。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をの ぞき、指定の取消しを検討するものとする。
- (15) 療養通所介護費について
  - ① 利用者について

療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該 サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とす る<u>難病、認知症、脳血管疾患後遺症等</u>を有する重度者又はがん 末期の利用者を想定している。

② サービス提供時間について

療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでをも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。

③ サービス提供について

療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適

切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。

# (14) サービス提供体制強化加算について

- ① 3(6)④から⑥まで並びに4(18)②及び③を参照のこと。
- ② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所 介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、 介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すもの とする。

切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。

- ④ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
  - イ 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
  - ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、
    - i) 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した 場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った 月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通 所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算す る。
    - ii) 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員 基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者 等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に 規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末 日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- 16 サービス提供体制強化加算について
  - ① 3(7)④から⑥まで並びに4(3)②及び③を参照のこと。
  - ② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。
- (17) 介護職員処遇改善加算について

- 8 通所リハビリテーション費
- (1) 所要時間による区分の取扱い 通所介護と同様であるので、7(1)を参照されたい。

- (2) 災害時等の取扱い通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。
- (3) 短時間リハビリテーションの取扱いについて

訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。

- 8 通所リハビリテーション費
- (1) 所要時間による区分の取扱い
  - ① 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、 通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の通所リハ ビリテーションを行うための標準的な時間によることとしてい る。そのため、例えば、単に、当日のサービス進行状況や利用 者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超え て事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが 提供されているとは認められないものであり、この場合は当初 計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定する こと(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預か り」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差 し支えない。)。
  - ② 指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送 迎に要する時間は含まないものとする。
  - ③ 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。
  - ④ 利用者に対して、一日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとする(例えば、午前と午後に指定通所リハビリテーションを行う場合にあっては、午前と午後それぞれについて通所リハビリテーション費を算定する。)。ただし、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できない。
- (2) 災害時等の取扱い 通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。
- (3) 一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士(以下8において「理学療